

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第35号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号（以下「削除別表号」という。）を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。）を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係） (1) (略) (2) <u>新潟県行政不服審査法施行条例（平成28年新潟県条例第8号）第4条に規定する提出書類等の交付手数料</u> (2)の2 <u>新潟県行政不服審査法施行条例第13条に規定する提出資料の交付手数料</u> (3)～(138) (略) (139)及び(140) <u>削除</u> (141)～(460)の7 (略) (460)の8 <u>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</u> (460)の9 <u>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</u> (460)の10 <u>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</u> (460)の11 (略) (460)の12 (略) (461)～(585) (略)	別表（第2条関係） (1) (略) (2) <u>削除</u> (3)～(138) (略) (139) <u>削除</u> (140) <u>歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料</u> (141)～(460)の7 (略) (460)の8 (略) (460)の9 (略) (461)～(585) (略)

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第139号及び第140号の改正は、公布の日から施行する。